

〈遺贈寄附特約〉予定配当率および募集要項

未来に託す
遺言代用信託
〈遺贈寄附特約〉

元本保証型合同運用指定金銭信託「未来に託す〈遺贈寄附特約〉」2026年4月号

・「未来に託す〈遺贈寄附特約〉」2026年4月号の予定配当率は以下のとおりです。

信託設定日	予定配当率	申込締切日 (申込金振込期日)
2026年 4月30日(木)	年 0.50% (税引後 年0.398%)	2026年 4月3日(金)

※原則として収益金に対し、20.315%が源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)されます。

- 上記の予定配当率は、2026年4月3日(金)までに申し込みいただき、2026年4月30日(木)に信託設定した場合のものであり、信託契約日から初回の決算日までの計算期間に適用するものです。
- 本商品は、確定利回り商品ではなく、予定配当率はこれを保証するものではありません。
- 予定配当率は、毎年決算日に見直しを行います。
- 収益金は、毎年、信託契約日が属する月と同一月の最終営業日を期日として計算し、5営業日目に支払います。
- 信託終了日の翌日以降に支払う信託元本には、付利しません。
- 運用報酬として、毎年の決算日と信託終了日に、運用収益からお客さまへの収益金および信託事務の処理に必要な費用等を差し引いた金額をオリックス銀行(受託者)は受領します。
- 申込締切日までに信託設定申込書および申込金の入金の確認できない場合には、申し込みの受け付けができませんので、あらかじめご了承ください。

申込人(ご本人さま)がお亡くなりになった後、
あらかじめ指定した寄附先へ遺贈寄附をすることができます。

「未来に託す〈遺贈寄附特約〉」の特長

特長1

手続きが
「かんたん」

遺言書を作成することなく、
遺贈寄附を実現できます。

特長2

安心の
「元本保証」

元本が保証されている
商品なので安心です。

特長3

中途解約
「可能」

中途解約が無料でできます。
(ただし全部解約のみ)

特長4

想いを
「遺せる」

指定した寄附先に
確実に財産を渡すことができます。

信託した財産は**遺産分割協議の対象外**。遺留分については十分ご注意ください。

お申し込みは100万円から。手軽に始められます。

相続の際は、**あらかじめ指定した寄附先への遺贈寄附**が実現します。

「未来に託す〈遺贈寄附特約〉」募集要項

この募集要項は、「商品説明書」とともに信託業法第76条で規定する同法第25条の規定により、信託契約代理店としての当代理店がお客さまに説明する事項を記載するものです。また、別途お渡しまたは送付する「元本保証型合同運用指定金銭信託 約款」および「信託設定のお知らせ」とあわせて、信託業法第26条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条による準用）の規定により、受託者としてのオリックス銀行が交付するものです。
2026年2月9日現在

1. 商品名	元本保証型合同運用指定金銭信託 未来に託す〈遺贈寄附特約〉 2026年4月号
2. 申込金額	100万円以上3,000万円以下（100万円単位）※申込人（ご本人さま）ご保有の金融資産の1/3までの金額とさせていただきます。
3. 募集期間	2026年2月9日 から 2026年4月3日 まで
4. 信託契約日	2026年4月30日 ※信託設定の報告書類は、信託契約日から1週間程度で郵送します。
5. 信託終了日	2056年4月28日 ※信託終了日が非銀行営業日に当たる場合は、その前営業日を信託終了日とします。
6. 決算日	毎年、4月の最終営業日（計算期日）および信託終了日 ※決算日に予定配当率に基づきお客さまの収益金を計算します。 ※収益金の計算は、上記のほか、約款変更に対するお客さまからの受益権の買取請求によりこの信託契約が終了する場合には行います。
7. 予定配当率	年0.50%（税引後 年0.398%） ※信託契約日から初回の決算日までの計算期間に適用する配当率です。 ※毎年、4月の決算日に配当率は見直します。
8. 申込手数料	本商品は申込手数料がかかりません。詳しくは、各代理店へお問い合わせください。
9. 信託報酬	・管理報酬はかかりません。 ・運用報酬は、毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用等を差し引いた金額（信託元本に対して年0.01%から3.00%の範囲内）です。
10. 受託者	オリックス銀行株式会社 〒105-0014 東京都港区芝3-22-8

【ご注意事項】

- 申込人（ご本人さま）、および死亡通知人は、未成年者を除く、日本国籍を有し、日本国内に住所を有する個人で、代理人を必要としない方に限ります。
- 相続人の遺留分を侵害している場合には、指定した寄附先が、信託財産（寄附金）の全部または一部を受け取れない可能性があります。相続人の遺留分等を考慮のうえ金額を決定してください。
- 申し込みの際に、申込人（ご本人さま）の相続人となる方に遺贈寄附を行う意思をお伝えいただくことをお勧めします。
- 管理報酬はかかりません。運用報酬として、運用収益から申込人（ご本人さま）への収益金および信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額をオリックス銀行（受託者）は受領します。
- 申し込みの取り消しは、募集期間の経過後は受け付けません。中途解約をご希望の場合は、信託設定後にお手続きをお願いします。この場合、申込手数料は返金されませんのでご注意ください。
- 本商品は金銭信託であり、預金とは異なります。予定配当率はこれを保証するものではなく、オリックス銀行は利益の補足を行いません。
- オリックス銀行は、信託元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補てんします。ただし、オリックス銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には履行できません。
- 本商品は預金保険制度の対象となります。
- 本商品の詳しい内容につきましては、商品説明書および約款をご確認ください。

【特約に関するご注意事項】

- この信託契約が成立した場合、当代理店は、申込人（ご本人さま）の名前・契約内容等の情報を遺贈寄附推進機構・寄附先および指定弁護士に提供します。また、遺贈寄附推進機構は、契約の締結に関して申込人（ご本人さま）および死亡通知人に連絡します。
- 寄附先への遺贈寄附は、オリックス銀行にて申込人（ご本人さま）がお亡くなりになったことを確認後、申込書の契約内容に基づき、指定弁護士を通じて行います。

「未来に託す〈遺贈寄附特約〉」のご用命はこちらまで

当代理店は、本商品に係る信託契約の締結を媒介します。締結の代理は行いません。ご契約に際しては、お客さまとオリックス銀行株式会社（所属信託兼営金融機関）がご契約の当事者となります。

「未来に託す〈遺贈寄附特約〉」の申し込みは、こちらから！

<https://mirai2takusu.com>

